# 皆さんへのお願い \*\*\*

アライグマかもしれないと思ったら、10頁のアライグマチェックシートですぐにチェック!

1

### アライグマを見かけたら…



- ①最寄りの市町村アライグマ相談窓口(11 頁参照)に連絡してください。ハクビシンやタヌキなど、間違えやすい動物がいますので、気をつけてください(5 頁参照)。
- ②けっして 値づけはしないでください。
- ③可愛いからといって、触ったりしないでください。

2

### アライグマをいま飼っていたら…



①「特定外来生物」なので飼うことはできません。ただし、例外として研究など、特別 な場合に許可されることがあります。詳細は環境省ホームページをご覧ください。

http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html

②地域の生態系や農林水産業などに、大きな被害を与えますので、絶対に捨てないでください。万一、野外に捨てた場合には、「外来生物法」によって、個人の場合では「懲役3年以下または300万円以下の罰金」、法人の場合では「1億円以下の罰金」となります。

また、これからアライグマを新たにペットとして飼うことはできません。動物園などで楽しんでください。

3

### 第2、第3のアライグマをつくらないために…



①ペットは最期まで飼いましょう!

ペットとして飼い切れず、「でもかわいそうだから…」と野外に放すと、在来種にとっても、生態系や周囲の人たちにとっても大きな迷惑となります。

②飼う前に動物の習性や寿命などを調べましょう! 体が大きくなったり、思いがけず長生きしたり、大人になると凶暴になったりするものがいますので、飼う前に十分調べましょう。

2009 年 3 月 初版発行 2019 年 1 月 最終改訂 企画·発行 千葉県 環境生活部 自然保護課

〒 260-8667 千葉市中央区市場町 1 番 1 号 TEL.043-223-2058 FAX.043-225-1630 制作:株式会社農文協プロダクション イラスト:トミタ・イチロー

写真・資料協力:NPO 法人カメネットワークジャパン、川道美枝子、児玉裕美、(有)三共プロテクト、 篠原栄里子、白子町、袖ケ浦市、鶴岡久光、矢竹一穂、渡辺英二、千葉県

※複製・転載する場合は必ず千葉県または制作者(株式会社農文協プロダクション)の許諾を得て下さい。

# 特定外来生物

一 なぜ問題なのか 一



千葉県

### ■「生物多様性」と「外来生物対策」

「生物多様性」とは、身近な動植物から人間を含む、 すべての生物の、生命のつながりのことをいいます。田 んぼや里山など、それぞれの地域ごとに、長い年月を かけてできた生態系があり、いろいろな生物がお互い にかかわりあって、豊かな生物多様性をつくりあげてき ました。しかし近年、開発や乱獲、外来生物の持ち込 みなど、さまざまな人間活動によって、生物多様性が 危機的な状況に陥っています。

このような現状から、1992年、生物多様性の保全 に向けた国際条約である生物多様性条約が採択され、 2002年、同条約締約国会議において保全対策の一環 として「外来生物対策」に積極的に取り組むことが決 められました。

### ■「特定外来生物」とは?

外来生物とは、もともといなかった国や地域に、人 間によって持ち込まれた生き物のことを指します。国内 に 2,000 種以上いるとも言われていますが、全部が問 題なわけではありません。生態系や農林水産業などに 大きな影響を与えるという意味で「特定外来生物」が 現在大きな問題となっています。

「特定外来生物」とは、2005年6月に施行された「特 定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する 法律(以下、外来生物法)」に基づき指定されたもので、 明治時代以降に日本に持ち込まれ、生態系、農林水産業、 人の生命・身体への影響が特に大きい外来生物のこと です。法律によって飼養・運搬・保管・販売や、野外 に放す行為が禁止されています。現在、「特定外来生物」 として 148 種類 (2018 年 10 月 31 日現在) が指定 されており、そのうちアライグマなど 43 種類が、千葉 県においても野外で確認されています。

#### 千葉県で確認された特定外来生物は43種類!(2018年10月31日現在)

【動物】(ほ乳類)アカゲザル、アカゲザル交雑種、マスクラット、アライグマ、 ガメ×ニホンイシガメ、ハナガメ×クサガメ(両生類) ウシガエル(鱼類) ショートノーズガー、オオタナゴ、コウライギギ、チャネルキャットフィッ シュ、カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ストライプト バス(昆虫類)アカボシゴマダラ、セイヨウオオマルハナバチ、ヒアリ、 アカカミアリ(甲殻類)ウチダザリガニ(クモ・サソリ類)セアカゴゲ グモ (軟体動物類) カワヒバリガイ 計 31 種類 ※2015年12月根絶宣言(国)

【植物】オオキンケイギク、ミズヒマワリ、オオハンゴンソウ、ナルトサワ ギク、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、アレチウリ、オオフサ モ、オオバナミズキンバイ、ボタンウキクサ、アメリカオオアカウキクサ、 ナガエモウセンゴケ 計 12 種類

### ■「特定外来生物アライグマ」が急増!

アライグマは、アニメの影響や外見の愛らしさから、 ペットとして広く飼育されましたが、飼いきれずに捨て られたり、逃げ出したりした個体が野外で繁殖し、急速 に個体数、生息域を拡大しています。千葉県では、ほ ぼ県内全域で目撃され、都市部でも捕獲されています。



### ■ アライグマは、なぜ問題なのか?

アライグマは、繁殖力や環境に対する適応力が抜群 に強い動物です。もともと日本の生態系の構成員では ない強い動物が増えると、たくさんの在来生物が食べ られたり、すみかを追われたりします。なかには絶滅し てしまうものもおり、みんなの財産である生態系を短時 間で変えてしまうことが懸念されます。

アライグマが自分の力で日本に渡り、増えていったの であれば、「自然にまかせる」という選択肢もあります。 アライグマの場合には、その移動能力を無視し、本来 いないはずの場所に人間が放したため、生態系や農作 物に大きな影響が出ました。言ってみれば人災です。

アライグマに罪はありません。しかし、だからといっ て放っておくと在来生物やまわりの人間が被害を受け、 さらには後世のこどもたちに対して豊かな生物多様性 が残せなくなってしまうおそれもあります。千葉県では、 今後とも県と市町村の連携や、地域住民のみなさんの ご協力の下、「特定外来生物アライグマ問題」の早期解 決に向けて、取り組みを進めていきます。

# もくじ

アライグマってどんな生きもの? …… 4

ここで見分けよう! 夜行性4獣種…

アライグマ被害はこうして防ごう!

アライグマチェックシート …………10

市町村の問い合わせ・相談窓口一覧・11

皆さんへのお願い ……………………12





#### 原産地

食肉目(ネコ目)アライグマ 科に属し、原産地は北米大陸。 外来種としてフランス、ドイツ、 オランダ、スイスなどのヨーロッ パ諸国やロシア、日本にも生息 しています。



食性

雑食性で、小型哺乳類や鳥類、 カメなどのは虫類、カエルなど の両生類、魚類、甲殻類、昆虫、 また野菜や果樹、穀物などの農 作物など何でも食べ、しかも大 食漢です。



スイカ

ツバメ (ひな)

雑食でなんでも食べる

### 見た目・大きさ

姿は同じ食肉目(ネコ目)の タヌキやハクビシンなどと似て いますが、最大の特徴はシマシ マのしっぽです。体長は40~ 60cm、尾の長さは20~40cm、 さらに体重は3~8kgで、中型 犬くらいの大きさです。



シマシマのしっぽが最大の特徴

#### 繁殖

寿命は野生で5年から8年ほどです。メスは1 歳になると繁殖が可能になります。妊娠率が高く、 県の捕獲調査では、1歳の妊娠率は75%、2歳以 上では 100% でした。 春から夏ごろに 2~6頭の 子を生み、流産したり、子を捕獲されるなど子育 てに失敗した場合には、年内に再度発情して出産 することもあるようです。原産地の北米大陸では、 ピューマやコヨーテなどの肉食獣が天敵となりま すが、日本には天敵がいないため、生まれた子は すくすくと育つことになります。



赤ちゃんの頃はまだかわいいが…

#### 行動

夜行性で、通常日中は樹上や家屋のすき間など のねぐらで休みます。5本指の爪を立て、木や柱、 壁を登るのが得意です。また、目線が低く、狭い すき間や穴も上手にくぐることができます。その ため、屋根裏や樹洞などに住みつきます。



昼は樹上などのねぐらで休む



樹上になるブドウを狙う3頭のアライグマ(しっぽに注目)

### ここで見分けよう! 夜行性4獣種

#### 外来種

#### 特定外来生物 アライグマ



耳の縁とヒゲが白い。





ハクビシン

顔の真ん中、鼻から額に かけて白い帯があり、「白 鼻芯」の名の由来となっ ている。



タヌキ

耳の縁とヒゲが黒い。



アナグマ

顔が細長い。耳が小さい。



尾に黒いシマがある。

指が長い





尾が細く長い。

指は短い



尾にシマがない。





在来種





尾が短く、シマはない。 指が短く、爪が長い

### アライグマが残した足跡のいろいろ

長い指の足跡をくっきりと残すのが特徴です。





畑で

お寺の庭で





### ■希少な在来種が危ない! ―自然生態系への被害

### 在来種を追い出す

もともと日本に存在しなかったアライグマは、生態系の上位者で、環境への順応性が高く、何でも食べる雑食性。各地の在来種を食べたり、生息場所が競合する在来種たちを追い出したりして、どんどんと生息域を広げ、地域の生態系に大きな影響を与えています。

希少種への被害としては、北海道では、ニホンザリガニや エゾサンショウウオが、神奈川県ではトウキョウサンショウ ウオの捕食が報告されています。また、集団営巣していたア オサギの卵や雛を食べて、営巣放棄を引き起こさせたり、シ マフクロウの巣やタヌキのねぐらを乗っ取ったとの報告もあ ります。



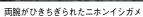
少なくなったノウサギ

### 希少種、在来種減少の報告が次々と

県が行ったアンケートでも、最近タヌキやノウサギ、ドジョウ、ヘビ類などが少なくなったとの声が聞かれ、アライグマが急増する地域では、カエルの卵や希少種のトウキョウサンショウウオの卵のうが減ったとの情報もあります。また 2007 年の冬には、県内のアライグマ急増地域で、希少種のニホンイシガメ等カメ類の死体が約 150 体発見され、付近にアライグマの足跡があったという事件があり、この地域での在来カメの絶滅が心配されています。

生態系への影響は人の目にはわかりにくく、「気がついたときには手遅れになっていた」ということになりかねません。







甲らだけになったカメ類

### ■農作物が危ない!──農林水産業への被害

### 増え続ける農業被害

千葉県では、2004 年度からアライグマによる被害が報告されるようになりました。2017 年度の被害金額は、1,336 万円にのぼり、被害が報告され始めた 2004 年度の約 17 倍になっています。

農林水産省の調査によれば、2017年度の被害額は全国で3億2千万円に達しています。また、農作物の 直接的な被害だけでなく、牛舎に入って飼料を食べたり、乳牛の乳首を噛み切ったりする被害も報告され ています。

#### 農業被害状況の推移(農林水産部調べ)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
被害面積 (ha)	0.3	1.4	2.2	4.9	4.1	5	8	10.2	10.7	7.2	8.9	7.5	10.5	10.1
被害金額(万円)	76	379	459	687	663	615	914	1,070	1,023	1,115	1,175	1,057	1,254	1,336

### 被害の報告は氷山の一角

しかし、家庭菜園での被害状況はわかりにくく、またタヌキやハクビシンなどの被害として計上されているものがあることを考えると、被害額は 氷山の一角であると思われます。



野菜の出荷作業場も狙われやすい



スイカは穴をあけ、中に手をつっこ んで食べる

トウモロコシは皮をはいでおいしい所だけを食べる

### ■生活が危ない!──家屋やペット、文化財への被害

### 都市部地域を中心に生活被害も増加

アライグマは5本指の爪を立てて、柱や壁を登るのが得意で、狭いすき間や穴を難なく 通り抜けることができます。そのため都市部でも人家に忍び込みます。アライグマが屋根 裏で繁殖したことによって、糞尿の被害を受けたり、足音や鳴き声などの騒音被害を受け たりした例があるほか、屋根が壊される被害も発生しています。

### ペットへの被害も頻発

その他、池のコイが食べられて全滅したり、軒下のツバメの巣が荒らされたり、さらに は飼い犬が襲われドッグフードを食べられたという被害も最近では報告されています。



天井のシミはアライグマの仕業

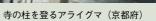


ガラスについた足跡

### 寺社の建物や文化財も狙われている!

最近では寺社などの建物や仏像などの文化財への被害も目立っています。県内でも寺社の建物に侵入し、糞尿で汚したり、柱を傷つけたり、屋根や壁を壊したりする被害が出ています。また、お供え物を食べたり、墓石を倒したりするような被害も報告されています。







屋根裏に棲みつき、頻繁に登り降りすることでできた爪跡の傷





| 6

## アライグマの被害を防ぐための方法は3つです。

### 1. 数を減らす ──積極的に捕獲する!

繁殖力が強いアライグマは、個体数を減らすよう に積極的に捕獲する必要があります。千葉県では、 外来生物法に基づいて「千葉県アライグマ防除実施 計画」を策定し、その防除について市町村と役割分 担を決め、最終的に野外からの完全排除を目指して 取り組んでいます。

もしアライグマを目撃したり、被害にあったりしたら、すぐに市町村の担当部署(11頁)に通報しましょう。

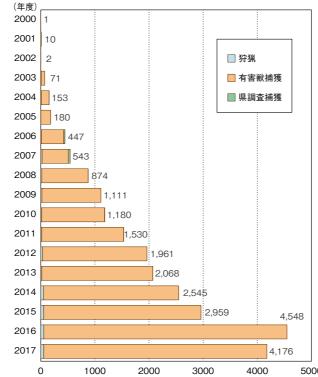


箱わなにかかったアライグマ

### 県内での捕獲状況

#### 捕獲頭数の推移

年度	狩猟	有害獣捕獲	県調査捕獲	計
2000	1	0	0	1
2001	10	0	0	10
2002	2	0	0	2
2003	6	65	0	71
2004	7	146	0	153
2005	2	178	0	180
2006	11	411	25	447
2007	23	484	36	543
2008	19	855	0	874
2009	21	1,090	0	1,111
2010	14	1,163	3	1,180
2011	16	1,511	3	1,530
2012	31	1,930	0	1,961
2013	17	2,051	0	2,068
2014	49	2,496	0	2,545
2015	51	2,908	0	2,959
2016	55	4,493	0	4,548
2017	53	4,123	0	4,176



### 2. エサを与えない — エサ場をつくらない!

かわいくても絶対にエサを与えないようにしましょう。また、農作物の被害を防ぐためには、農地や集 落環境をアライグマのエサ場にしないようにすることが必要です。生ごみを畑に不用意に捨てたり、廃棄 する作物を畑に野積みして放置したり、カキやミカン、ビワなどの果物をなりっぱなしにすることのないよ うに、集落全体で監視を強めましょう。



また、畑に電気柵を設置して、農作物を守ったり、エサ場をつくらないことも重要です。 電気柵と作物の間にさらにネットを張るなどして障害物をつくると効果が上がります。

### 3. ねぐらをつくらせない ──家屋のすき間をなくす!

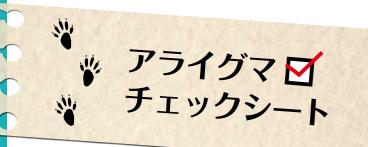
アライグマは家屋のわずかなすき間でも侵入し、天井裏などにねぐらをつくります。侵入口になりそうな壁や床下、屋根の付近のすき間はふさぐようにしましょう。

特に、地域にある神社などの古い木造建築物にはところどころにすき間があり、ねぐらや繁殖場所に使われやすいので、注意が必要です。



神社の屋根のすき間からしのび込む





記入者氏名	
記入日	
該当場所	
連絡先	

該当する項目が一つでもあったら、アライグマが来ていたり、棲みついていたりする 可能性が高くなります。アライグマを目撃したり、天井裏で大きな足音が聞こえたりした ら、お住まいの市町村の担当部署(11頁参照)と相談し、なるべく早く対策をとりましょう。

( AS	屋敷の中や周辺、	地域の墓地	・寺社にこんな被害はあ	りませんか?
------	----------	-------	-------------	--------

- □ 中型犬くらいの動物が建物や木の上で動いていた。
- □ タヌキのような動物を目撃したが、尾にシマ模様があった。
- □ 飼い犬や猫のエサが食い荒らされる。
- □ 庭にある果樹が荒らされた。
- □ 池の金魚やコイ、カメ、また軒下のツバメの雛がいなくなったか、食べられた跡がある。
- □ 毎年姿を見せていたカエルやカニの数が極端に減った。
- □ お供えの饅頭や果物が食べられたり、荒らされたりした。
- □ お堂の中のろうそく立てなどが倒されたり、荒らされたりした。

### 田畑にこんな被害はありませんか?

- □ 田んぼや畑、ビニールハウスなどに長い指の足跡がある。
- □ スイカに丸い穴が開いて、中身が空になっていた。
- □トウモロコシが根元から倒されて食べられた。
- □ ジャガイモやイチゴなどに今までなかったような食害があった。

一つでも該当する項 目があれば、田畑を荒 らしているのはアライ グマかも知れません。

一つでも該当する項

目があれば、身近ま

で来ている可能性が

あります。

### 家や空き家、寺社の建物にこんな被害はありませんか?

- □ 建物のまわりに5本指の足跡がある。
- □ 柱に、上部に向けて登る力強い爪跡がある。
- □ 柱や戸袋、雨樋に、上部に向けて登る5本指の泥のついた足跡がある。
- □ 軒下の壁の一部が壊されている。
- □ 天井板がずれていた。
- □ 天井にシミができた。
- □ 天井から雨漏りのように水滴がふってくる。
- □ 天井裏でこれまで聞いたことのないような大きな足音がする。
- □ 天井裏からクルクルという甲高い鳥のような声が聞こえる。
- □ 天井裏に犬の糞のようなものが大量にある。

一つでも該当する項 目があれば、建物に 棲みついている可能 性があります。

### 目撃情報や被害通報、対策等に関する相談はこちらまで! アライグマに関する市町村の問い合わせ・相談窓口一覧 (五十音順)

市町村	所属	電話	FAX	市町村	所 属	電話	FAX
11. 0.10							
旭市	環境課	0479-62-5328	0479-62-4200	匝瑳市	環境生活課	0479-73-0088	0479-72-1116
我孫子市	手賀沼課	04-7185-1484	04-7185-5869	袖ケ浦市	環境管理課	0438-62-3404	0438-62-7485
いすみ市	農林課	0470-62-1280	0470-63-1252	多古町	産業経済課	0479-76-5404	0479-76-7144
市川市	自然環境課	047-712-6307	047-712-6364	館山市	農水産課	0470-22-3397	0470-23-3115
一宮町	都市環境課	0475-42-1430	0475-40-1075	千葉市	環境保全課	043-245-5195	043-245-5553
市原市	環境管理課	0436-23-9867	0436-24-1204	銚子市	生活環境課	0479-24-8910	0479-25-0277
印西市	農政課	0476-33-4487	0476-42-7242		農産課	0479-24-8939	0479-25-0277
浦安市	環境保全課	047-352-6481	047-381-7221	長生村	下水環境課	0475-32-2494	0475-32-1486
大網白里市	農業振興課	0475-70-0345	0475-72-9134	長南町	農地保全課	0475-46-3396	0475-46-3406
大多喜町	産業振興課	0470-82-2176	0470-82-4461	東金市	農政課	0475-50-1137	0475-50-1297
御宿町	産業観光課	0470-68-2513	0470-68-3293	東庄町	町民課	0478-86-6072	0478-86-4051
柏市	環境政策課	04-7167-1695	04-7163-3728	富里市	農政課	0476-93-4944	0476-93-2101
勝浦市	農林水産課	0470-73-6635	0470-73-8788	長柄町	産業振興課	0475-35-4447	0475-35-4743
香取市	環境安全課	0478-50-1248	0478-54-1290	流山市	環境政策課	04-7150-6083	04-7150-6521
鎌ケ谷市	農業振興課	047-445-1233	047-445-1400	習志野市	公園緑地課	047-453-9297	047-453-7384
鴨川市	農林水産課	04-7093-7834	04-7093-7856	成田市	環境計画課	0476-20-1533	0476-22-4449
木更津市	農林水産課	0438-23-8444	0438-23-0075	野田市	みどりと水のまちづくり課	04-7125-1111	04-7122-1558
君津市	環境衛生課	0439-56-1221	0439-56-1629	富津市	農林水産課	0439-80-1284	0439-80-1350
鋸南町	地域振興課	0470-55-4805	0470-55-0421	船橋市	環境政策課	047-436-2450	047-436-2487
九十九里町	まちづくり課	0475-70-3166	0475-76-7934	松戸市	環境政策課	047-366-7089	047-366-8114
神崎町	まちづくり課	0478-72-2114	0478-72-2110	南房総市	農林水産課	0470-33-1071	0470-20-4592
栄町	環境課	0476-33-7710	0476-95-4274	睦沢町	産業振興課	0475-44-2505	0475-44-1729
佐倉市	生活環境課	043-484-6148	043-486-2504	茂原市	農政課	0475-20-1526	0475-20-1604
山武市	農林水産課	0475-80-1211	0475-82-2107	八街市	環境課	043-443-1406	043-442-6416
酒々井町	経済環境課	043-496-1171	043-496-5765	八千代市	環境保全課	047-483-1151	047-484-8824
芝山町	まちづくり課	0479-77-3917	0479-77-0871		農政課	047-483-1151	047-484-8824
白子町	環境課	0475-33-2118	0475-33-4132	横芝光町	環境防災課	0479-84-1216	0479-84-2713
白井市	環境課	047-492-1111 内 3761	047-492-3070		産業振興課	0479-84-1215	0479-84-2713
				四街道市	産業振興課	043-421-6133	043-424-2013

TEL: 043-223-2058 FAX: 043-225-1630



